

女性活躍推進法に基づく女性の職業選択に資する情報の公表について

令和8年7月31日

三重県（知事部局及び労働委員会事務局
企業庁、病院事業庁、議会事務局
監査委員事務局、人事委員会事務局
海区漁業調整委員会事務局

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第21条に基づき、女性の職業選択に資する情報を以下のとおり公表します。

＜職業生活における機会の提供に関する実績＞

I 職員の男女の給与の額の差異（令和7年度）

特定事業主名：三重県（知事部局及び労働委員会事務局、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局）

1－1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	89.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.6%
全職員	80.9%

1－2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	107.7%
本庁課長相当職	99.1%
本庁課長補佐相当職	99.0%
本庁係長相当職	93.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	101.3%
31～35年	96.6%
26～30年	95.4%
21～25年	92.3%
16～20年	89.9%
11～15年	89.8%
6～10年	96.6%
1～5年	95.5%

【説明欄】

- ・「任期の定めのない常勤職員」の男女比はおおむね7：3であるところ、女性の新規採用者の増加により、勤続年数10年以下の区分に占める女性の割合が約4割となっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」について、任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員と給与制度が異なる職を一つの区分として集計していることから、職員構成の違い（男性職員は比較的給与の高い再任用職員の割合が高い一方で、女性職員は比較的給与の低い会計年度任用職員の割合が高い）により差異が生じる。
- ・「全職員」についても同様に、給与制度の異なる「任期の定めのない常勤職員」と「任期の定めのない常勤職員以外の職員」をまとめて集計した結果、職員構成の違い（女性職員に比べ、男性職員は「任期の定めのない常勤職員」の割合が高い）により、差異が大きくなる。

※短時間勤務の会計年度任用職員は職によって勤務時間の差異が大きいという実態等をふまえ、短時間勤務の会計年度任用職員の職員数については、勤務時間に応じて換算している。

特定事業主名：三重県企業庁

2-1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.6%
全職員	70.4%

2-2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	95.7%
本庁係長相当職	97.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.7%
31～35年	88.8%
26～30年	89.7%
21～25年	91.5%
16～20年	95.2%
11～15年	87.5%
6～10年	94.7%
1～5年	104.7%

【説明欄】

- ・「任期の定めのない常勤職員」について、本庁部局長・次長相当職及び本庁課長相当職には女性職員がいない。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」について、給与制度の異なる「再任用職員」と「会計年度任用職員」を一つの区分として集計しており、会計年度任用職員よりも給与水準の高い再任用職員には女性職員がおらず、会計年度任用職員は女性職員の割合が高いことにより、差異が生じている。
- ・また、「全職員」についても同様に、給与制度の異なる「任期の定めのない常勤職員」と「任期の定めのない常勤職員以外の職員」をまとめて集計した結果、女性職員に比べ、男性職員は「任期の定めのない常勤職員」の割合が高いことにより、差異が大きくなる。

※短時間勤務の会計年度任用職員の職員数については、勤務時間に応じて換算している。

特定事業主名：三重県病院事業庁

３－１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	８３．７％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	８８．７％
全職員	７７．１％

３－２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	１１７．３％
本庁課長相当職	１０７．１％
本庁課長補佐相当職	８５．５％
本庁係長相当職	８８．５％

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
３６年以上	９４．３％
３１～３５年	９２．０％
２６～３０年	９５．５％
２１～２５年	９３．２％
１６～２０年	８７．７％
１１～１５年	７５．３％
６～１０年	９１．９％
１～５年	７２．５％

【説明欄】

- ・全職員に占める任期の定めのない常勤職員の割合について、男性職員は９割以上であるのに対して、女性職員は約８割であるため、全職員における男性職員の平均給与は女性職員よりも高くなっている。
- ・医師の給与水準は他職種よりも高くなっており、その医師に占める男性職員の割合が高いことなどにより、男性職員の平均給与は女性職員よりも高くなっている。

※短時間勤務の会計年度任用職員は職によって勤務時間の差異が大きいという実態等をふまえ、短時間勤務の会計年度任用職員の職員数については、勤務時間に応じて換算している。

Ⅱ 新規採用者数に占める女性の割合

職種	R7 年度採用
行政	39.7%
福祉技術	50.0%
環境化学	50.0%
林学	0.0%
農学（A 試験）	20.0%
水産	0.0%
総合土木（A 試験）	6.3%
建築	25.0%
電気	0.0%
機械	0.0%
保健師	100.0%
管理栄養士	100.0%
総合土木（B 試験）	50.0%
司書	100.0%
一般事務（C 試験）	35.0%
総合土木（C 試験）	0.0%
農学（C 試験）	80.0%
一般事務（社会人）	50.0%
総合土木（社会人）	0.0%
薬学	100.0%
行政（行政経験者）	28.6%
獣医師	50.0%
看護師	100.0%
医師	50.0%
歯科医師	0.0%
作業療法士	100.0%
理学療法士	50.0%
児童福祉司	50.0%
心理判定員	83.3%
言語聴覚士	100.0%
臨床検査技師	66.7%
機関士	0.0%
試験研究技師	0.0%
合計	39.1%

Ⅲ 採用試験申込者（競争試験）に占める女性の割合

※ 平成 30 年度から採用試験申込書の性別欄に「その他」の選択肢を設けたことに伴い把握していない。

Ⅳ 職員の女性割合

区分	R8. 4. 1 時点
職員	32.6%

※教員及び警察職員を除く県職員を対象

Ⅴ 管理職の女性割合

区分	R8. 4. 1 時点
管理職	18.1%

※教員及び警察職員を除く県職員を対象

Ⅵ 各役職段階の職員の女性割合

区分	R8. 4. 1 時点
部長級・次長級	15.3%
課長級	18.8%
課長補佐級	23.3%
主査級	33.0%

※教員及び警察職員を除く県職員を対象

Ⅶ 女性に対する職業生活に関する機会の提供に資する制度の概要

- ・ ハラスメント外部相談窓口を設置、リーフレットの配布
- ・ 新任所属長・新任班長等を対象としたハラスメント防止研修の実施
- ・ 女性の健康上の特性に係る特別休暇の運用

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

I 平均継続勤務年数の男女差

区分	R8.4.1 時点
男	19.8 年
女	14.7 年

※教員及び警察職員を除く県職員を対象

II 男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	R7 年度
男	99.1 %
女	100.0 %

※特定事業主行動計画対象組織を対象

(2) 会計年度任用職員

区分	R7 年度
男	100.0 %
女	取得対象者なし

※特定事業主行動計画対象組織を対象

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員（※2）	
	男	女	男	女
1 週間未満	1.9 %	0.0 %	－	－
1 週間以上 2 週間未満	0.9 %	0.0 %	－	－
2 週間以上 1 月以下	36.4 %	0.0 %	－	－
1 月超 3 月以下	28.0 %	1.5 %	－	－
3 月超 6 月以下	15.0 %	0.0 %	－	－
6 月超 9 月以下	5.6 %	6.2 %	－	－
9 月超 12 月以下	11.2 %	16.9 %	－	－
12 月超 24 月以下	0.9 %	47.7 %	－	－
24 月超	0.0 %	27.7 %	－	－

※1 特定事業主行動計画対象組織を対象

※2 会計年度任用職員における男女別の育児休業の取得期間の分布状況について、男性は育児休業の対象職員が少ないことにより、特定の職員の育児休業取得期間が推測され得るため、非公表とします。また、女性は育児休業の取得対象者はいませんでした。

Ⅲ 男性の配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇の取得率
及び合計取得日数の分布状況

区分	R7 年度
男性の配偶者出産休暇又は 育児参加のための休暇の取得率	86.1%
両休暇で5日以上の取得率	66.7%

Ⅳ 超過勤務の状況

1人あたりの時間外勤務時間数

区分	R7 年度
内部部局等	19.1時間/月
内部部局等以外	12.8時間/月

※特定事業主行動計画対象組織を対象

Ⅴ 年次有給休暇取得日数

区分	R7 年度
1人あたりの年次有給休暇取得日数	16.1日/年

※令和7年度 Mie るビーイングモニタリング実績より